

平成26年度 第3回 経営戦略会議 審議結果

日時：平成26年6月3日（火）9：00～9：45

場所：5階庁議室

- 【議題】 （仮称）江津湖地域の特定外来生物等による被害の防止に関する条例（素案）の確定について
- 【提案局】 環境局（環境共生課）
説明者：石櫃環境局長
- 【出席者】 幸山市長、高田副市長、牧副市長、飯銅総務局長、原本企画振興局長、木下財政局長、多野農水商工局長、永山都市建設局長、前淵中央区長、西島東区長、寺田上下水道事業管理者
- 【付議内容】 （仮称）江津湖地域の特定外来生物等による被害の防止に関する条例（素案）について確定したい
- 【資料】
- ◇付議事項調書（様式1）
 - ◇（仮称）江津湖地域における特定外来生物等による被害の防止に関する条例（概要）
 - ◇【資料1】「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」と熊本県条例及び熊本市（案）とのかかわり
 - ◇【資料2】江津湖での特定外来魚等の再放流の禁止について（答申）
 - ◇【資料3】区域図
 - ◇【資料4】江津湖地域における特定外来生物等による被害の防止に関する条例（案）
 - ◇【資料5】（仮称）江津湖地域における特定外来生物等による被害の防止に関する条例の逐条解説
 - ◇【資料6】関係課検討会議
 - ◇政策調整会議内容検討表（様式4）
- 【審議結果】 ◆一部修正のうえ了承
- 【議事概要】
- ◇（仮称）江津湖地域の特定外来生物等による被害の防止に関する条例（素案）について、以下の点に対応の上、了承した。
 - ・関係団体の協力を促す内容を条例（素案）に追加すること。

- 【審議の経過】 ◇都市公園条例第 4 条第 4 号で「鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること」としているが、内水面漁業について例外規定を設けていない。本条例との整合性を図るため、都市公園条例の改正についても本年度に行う予定である。(永山都市建設局長)
- ◇回収 BOX・回収いけすについては、景観を意識し色などを考慮してほしい。(幸山市長)
- ◇条例による効果検証のために定期的に調査を行うのか。また、外来魚の駆除をより効果的に行うために、条例に基づく市民の参加を促すとともに、本市の取組みも強化すべき。(幸山市長)
- ⇒効果については、関係局で行われている調査結果を活用しつつ、条例制定後は努力目標を設定し、定期的に捕獲調査を行いたいと考えている。取組みについては、これまでも農水商工局や上下水道局と連携して捕獲調査・駆除を行っているが、条例制定を契機として本市の駆除活動をさらに強化していきたい。(石櫃環境局長、環境共生課)
- ◇条例制定により市民の意識が高まることとなるが、市民の関心に対応できる本市の意識向上、体制の整理が必要である。(幸山市長)
- ◇より効果的な駆除活動を行っていくために関係団体の協力は必須であり、条例に関係団体や事業者の責務も明記すべき。(幸山市長、高田副市長、牧副市長、多野農水商工局長)
- ⇒関係団体や事業者の責務についても、総務局へ相談の上、条文への明記を行う。(石櫃環境局長)
- ◇外来魚の捕獲目的とはいえ魚場環境を考慮し、関係団体とは慎重に協議を行ってほしい。(木下財政局長)